

普通火災保険

一般物件用



普通火災保険の補償内容

火災や落雷、風災など下記の事故による損害から、お客さまの大切な財産をお守りします。

保険金のお支払いの対象となる事故

1 火災

(注1)



2 破裂・爆発

(注1)



3 落雷



4 風災・雹災・雪災

ひょう

(注2)(注3)



(注1) 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、破裂・爆発およびその際の延焼損害については、保険金のお支払いの対象となりません。併用住宅建物およびその家財について、これらの損害を補償するためには、地震保険(P6をご覧ください。)をセットしてご契約いただく必要があります。

(注2) 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分が風災・雹災・雪災の事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた損害にかぎります。

(注3) 4の事故について、損害額が20万円に満たない場合は、保険金のお支払いの対象となりません。詳細につきましてはP2「左記4 風災・雹災・雪災についてご注意ください」をご覧ください。

お支払いする損害保険金

- 保険金額(ご契約金額)が保険価額※1と同額以上の場合は、保険価額を限度に損害額※2をお支払いします。

お支払いする損害保険金 = 損害額

- 保険金額が保険価額より低い場合は、下記の算式により算出した額をお支払いします。お支払いする損害保険金は保険金額が限度です。

$$\text{損害額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額(時価額)}}$$

(注) 保険金額の詳細は、P8「ご契約時にご確認いただきたいこと」の「②保険金額について、ご確認ください。」をご覧ください。

※1 **保険価額**とは、損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいい、通常は時価額となります。時価額とは、再調達価額(同等のものを再築または再取得するのに必要な金額)から、経過年数による減価や使用による消耗分を差し引いた額をいいます。なお、保険の対象により新価保険特約をセットすることで、損害が生じた地および時における再調達価額を基準とする補償とすることが可能です。詳細はP5「再調達価額を基準にお支払いする特約について」をご覧ください。

※2 **損害額**は、再調達価額を基準にお支払いする特約をセットしないご契約においては、損害が生じた地および時における時価額を基準に算出します。したがって、お支払いする損害保険金の額は再調達するのに必要な額や修理費の全額とならない場合がありますのでご注意ください。損害が生じた保険の対象を修理することができる場合には、時価額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害額とします。

$$\text{修理費} - \text{修理によって保険の対象の価額が} \\ \text{増加した場合は、その増加額} \text{ (注)} - \text{修理に伴って生じた残存物} \\ \text{がある場合は、その価額} = \text{損害額}$$

(注) 保険の対象の種類や維持・管理の状況等によって上限を定めています。詳細は、P7「お支払いする保険金の概要」をご覧ください。

ご注意 類似の他の保険契約または共済契約等がある場合は、補償される限度額が全契約通算で適用される場合がありますのでご注意ください。

左記 4 風災・雹災・雪災についてご注意いただきたいこと

風災・雹災・雪災について

- 風災・雪災とは、次のような異常気象により、一定地域に被害をもたらす災害をいい、これ以外の通常の風雨、降雪などによるものは対象になりません。

災害の種類	内 容
風 災	台風、旋風、竜巻、暴風等によって生じた災害(洪水、高潮等を除きます。)
雪 災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩によって生じた災害(融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。)

- 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分が風災・雹災・雪災の事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた損害にかぎります。

保険金のお支払いの対象となる損害額の条件

風災・雹災・雪災の災害においては、保険の対象が被った損害額が20万円以上となった場合を保険金のお支払いの対象としています。再調達価額を基準にお支払いする特約をセットしないご契約においては、損害額は損害が生じた地および時における時価額を基準に算出しますので、修理することによって保険の対象の価額(価値)が増加する場合は、その価額の増加分を控除させていただく必要があります。たとえば、古い建物・動産等、修理費が20万円以上となっても、この控除により損害額が20万円未満となり、保険金のお支払いの対象とならない場合がありますのでご注意ください。

損害額の認定について

- 風災・雹災・雪災の災害においては、損害額の認定は敷地内ごとに保険の対象のすべてについて一括して行います。ただし、以下1.~7.の保険の対象の損害額は除きます。
 1. 仮設の建物(年間の使用期間が3か月以下のものにかぎります。)およびこれに収容される動産
 2. ゴルフネット(ポールを含みます。)
 3. 建築中の屋外設備・装置
 4. 棧橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置
 5. 海上に所在する建物およびこれに収容される動産ならびに設備・装置
 6. 屋外にある原料、材料、仕掛品、半製品、製品、商品、副産物および副資材
 7. 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。)
- 雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通保険約款の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。

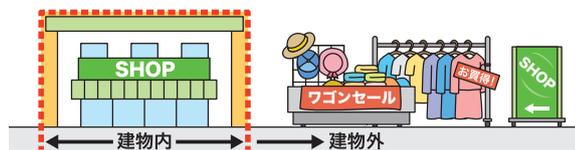
損害保険金のほかにお支払いする費用保険金

	臨時費用 被災時には、思わぬ出費があるものです。 1 ~ 4 の事故で損害保険金を支払うことができる場合において、お支払いします。	損害保険金×10% (1事故1敷地内につき100万円が限度)
	残存物取片づけ費用 1 ~ 4 の事故で損害保険金が支払われる場合において、残存物を取片づけるのに実際にかかった費用をお支払いします。	実費 (損害保険金×10%が限度)
	損害防止費用 1 ~ 3 の事故の際の消火活動に使った消火剤の再調達費用など損害の発生または拡大の防止に役立った費用をお支払いします。 (注)地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、破裂・爆発の損害防止費用はお支払いしません。	実費 (1 ~ 3 で支払われる損害保険金と合算して、保険金額または保険価額(時価額)のいずれか低い額が限度) ただし保険金額が保険価額より低い場合はお支払いする保険金が削減されます。
	修理付帯費用 1 ~ 3 の事故で保険の対象に損害が生じた結果、住居部分以外の復旧にあたり、損保ジャパンの承認を得て支出した必要かつ有益な費用をお支払いします。	実費 (1事故1敷地内につきその敷地内の保険金額×30%または1,000万円のいずれか低い額が限度)
	失火見舞費用 1 ・ 2 の事故で他人の所有物に損害を与えた場合(ただし、煙損害・臭気付着損害を除きます。)に、お見舞金等の費用をお支払いします。	被災世帯数×20万円 (1事故1敷地内につきその敷地内の保険金額×20%が限度)
	地震火災費用 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、一定の要件(P7)の「保険金をお支払いする場合の概要」をご覧ください。)を満たす損害の状況に該当する場合にお支払いします。 (注)地震保険に加入している場合は、地震保険金とは別にお支払いします。	保険金額×5% ただし、保険金額が保険価額(時価額)を超える場合は、保険価額×5% (1事故1敷地内につき300万円が限度)

ご契約条件等

保険の対象

- 保険の対象は、店舗、事務所等に使用される建物またはこれらと住居を併用している建物(併用住宅)、屋外設備・装置、これらの建物、屋外設備・装置に収容される家財、設備・什器等もしくは商品・製品等の動産、および野積み^{じゅうみ}の動産となります。ただし、家財および個人所有の併用住宅については、新規契約でのお引き受けができません。また、新たに保険の対象に追加いただくこともできません。
- 以下の物は、保険証券に明記されていない場合は保険の対象に含まれません。お申込みの際にご申告いただかなければ補償されませんのでご注意ください。
 - ① 門、塀、垣、物置・車庫その他の付属建物
 - ② 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。)
 - ③ 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
 - ④ 貴金属・宝玉石・宝石・書画・彫刻物その他の美術品等で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ⑤ 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、雛型、鑄型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物 など
- 建物または屋外設備・装置に収容されている家財、設備・什器等または商品・製品等の動産は、建物または屋外設備・装置とは別に保険の対象としてご契約いただかなければ損害を受けても保険金はお支払いできません。また、建物または屋外設備・装置に収容されている家財、設備・什器等または商品・製品等の動産を保険の対象としてご契約いただいた場合でも、保険証券記載の建物または屋外設備・装置の外にある間(消防または避難に必要な処置による場合を除きます。)は保険の対象に含まれず、保険金はお支払いできませんので、ご注意ください。



※建物または屋外設備・装置の外にある動産の補償をご希望の場合は、別途「野積み^{じゅうみ}の動産」として保険金額を決めてご契約ください。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険金をお支払いできない主な場合

次のような事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

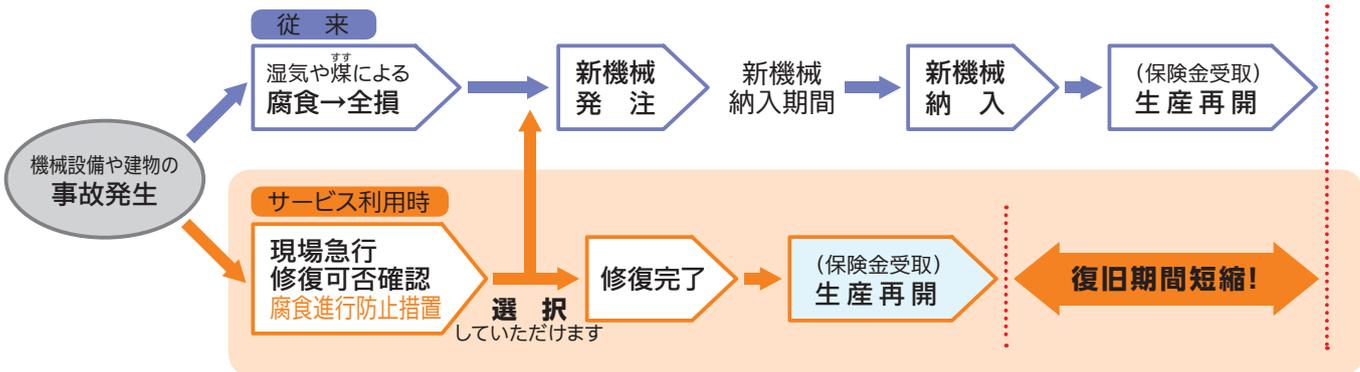
- ご契約者や被保険者(補償を受けられる方)またはこれらの法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- P① ①～④の事故の際の保険の対象の紛失、盗難
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注)
(注) 暴動とは群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- 地震保険がセットされていない場合の地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害(地震火災費用保険金をお支払いする場合を除きます。)
- 核燃料物質に起因する事故
- テロ行為^(注)または情報(プログラム、ソフトウェアおよびデータ)のみに生じた損害(保険金額10億円以上の場合にかぎります。)
(注) 政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
- 下記の1.～7.に掲げる用途に使用される建物もしくは屋外設備・装置または動産について生じたP① ④の事故の損害
 - 1. 仮設の建物(年間の使用期間が3か月以下のものにかぎります。)
 - 2. ゴルフネット(ボールを含みます。)
 - 3. 建築中の屋外設備・装置
 - 4. 棧橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置
 - 5. 海上に所在する建物およびこれに収容される動産ならびに設備・装置
 - 6. 屋外にある原料、材料、仕掛品、半製品、製品、商品、副産物および副資材
 - 7. 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。)
- 下記の1.～3.に掲げる損害(ただし、P① ①～④の事故による場合を除きます。)
 - 1. 偶然な外来の事故に直接起因しない、電気的作用に伴って発生した電氣的事故による炭化または熔融の損害
 - 2. 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
 - 3. 亀裂、変形その他これらに類似の損害
- 下記の1.～3.のいずれかに該当する損害およびいずれかによって生じた損害(ただし、P① ①～④の事故が生じた場合は、1.～3.のいずれかに該当する損害にかぎります。)
 - 1. 保険の対象の欠陥(ご契約者、被保険者またはこれらに代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。)
 - 2. 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
 - 3. ねずみ食い、虫食い等
- 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- 法令による定期検査または性能検査を必要とするボイラ・ガスタービン・油圧機等を保険の対象とする場合の、破裂・爆発によりその機器に生じた損害
- ネオンサイン装置・広告灯等の電飾電球を保険の対象とする場合の、電飾電球のフィラメントのみについて生じた損害
- 保険料領収前に生じた事故 など

詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

被災設備修復サービスがご利用いただけます！

※本サービスは損保ジャパンが委託するリカバリープロ社が提供します。
被災した企業にとって、早期に事業を再開することは大きな課題となります。
損保ジャパンの火災保険にはお客様の事業の早期復旧を支援する被災設備修復サービスがセットされています。

＜被災設備修復サービスの内容＞



被災設備修復サービスの詳細は専用のチラシをご確認いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

さらにご登録いただいたお客さまには...

情報提供サービス「RecoveryPRO CONNECTED」をご利用いただけます！

登録無料

情報提供サービス「RecoveryPRO CONNECTED」に登録することで災害復旧に関する知識向上や貴社の被災設備修復サービスの利用漏れ防止を実現します。

＜情報提供サービス「RecoveryPRO CONNECTED」の内容＞

災害復旧情報の発信

被災設備修復サービスを提供するリカバリープロ株式会社が復旧事例や一般的に知られていない復旧技術等の役立つ情報をご登録いただいたメールアドレスに2か月に1回程度、無料で配信します。
※情報を配信するメールアドレスは、connected@recoverypro.jpとなります。

RecoveryPRO CONNECTED 専用アプリの提供

ご登録いただいたお客さまに限定して災害復旧のための専用電話に発信する機能等を搭載したRecoveryPRO CONNECTED専用アプリをご提供します。発信機能の他に被災設備修復サービスの内容や過去の事例などの有効な情報も無料でご覧いただけます。

情報提供サービス「RecoveryPRO CONNECTED」の詳細は専用のチラシをご確認いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

さらに備える

特約・地震保険のご案内

再調達価額を基準にお支払いする特約について

新価保険特約

新価保険特約とは、保険金額を限度に損害が生じた地および時における再調達価額(同等のものを再築または再取得するのに必要な金額)を基準に保険金をお支払いする特約です。

普通火災保険(一般物件用)では、損害が生じた地および時における時価額(再調達価額から経過年数による減価や使用による消耗分を差し引いた額)を基準に保険金をお支払いしますので、罹災前と同じように再築または再取得するにあたって十分な補償を受けるには、新価保険特約をセットする必要があります。

新価保険特約の対象

建物、設備・什器等でその減価割合が50%以下のものがこの特約の対象となり、原材料・製品等や家財は対象となりません。

※減価割合は、次の算式であらわします。

$$\text{減価割合} = (\text{再調達価額} - \text{時価額}) \div \text{再調達価額} \times 100\%$$

また、減価割合の判断は、建物については1棟ごとに、動産については個々の機械等の老朽度ではなく引き受けの単位ごとに包括的にを行います。

ご注意いただきたいこと

- 損害が生じた日から2年以内に、その保険の対象と同一用途のものを同一敷地内において修理または再築もしくは再取得(以下「復旧」といいます。)する必要があります。復旧を行わない場合、保険金は時価額を基準にお支払いします。
- 保険金は、復旧完了後に損害が生じた地および時における再調達価額を基準にお支払いします。ただし、ご要請がある場合は、復旧の前でも損害が生じた地および時における時価額を基準にお支払いします。(復旧後に再調達価額基準で計算した額との差額を追加でお支払いします。)
- 保険の対象の減価割合が一定以上の場合、新価保険特約をセットした場合でも再調達価額に次の係数を乗じた額が、設定いただける保険金額の限度となります。その場合、下記の保険金額の制限により、保険金額の再調達価額に対する割合によってお支払いする保険金の額が削減されますのでご注意ください。
なお、火災保険の構造級別が1級の建物およびこれに収容される据付機械、什器および備品については、原則として別途、「付保割合条件付実損払特約」をセットすることで(割増保険料が必要です。)、お支払いする保険金の額が削減されないようにご契約いただくこととなります。

減価割合	係数
30%を超え40%以下の場合	90%
40%を超え50%以下の場合	80%

※左記の減価割合および係数表は、いずれも再調達価額に対する割合をいいます。

万が一の損害賠償責任に備えて

借家人賠償責任特約

住宅・店舗・事務所などを借りている方が、失火(火災、破裂・爆発の事故)によって借りている戸室を滅失、損傷または汚損した場合は、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担したときに、保険金をお支払いします。

【保険金をお支払いできない主な場合】

- (1) 保険契約者、被保険者の故意
- (2) 地震・噴火またはこれらによる津波によるもの
- (3) 核燃料物質に起因する事故によるもの
- (4) 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動によるもの
- (5) 次に掲げる損害賠償責任を負担することによって被る損害は補償しません。
 - ・ 改築、増築、取りこわし等の工事による損害賠償責任
 - ・ 借用戶室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任
 - ・ 借用戶室を貸主に引き渡した後に発見された借用戶室の損壊に起因する損害賠償責任など



地震保険のご案内 災害後の暮らしをしっかりとサポート

保険の対象が併用住宅建物またはその収容家財の場合は、地震保険は原則セットとなりますが、ご希望により外すこともできます。地震保険にご加入されていないと、地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大を含みます。)損害や、火災(発生原因を問いません。)が地震等によって延焼・拡大したことにより生じた損害についても補償の対象となりません。

⚠️ 警戒宣言発令後の取扱いについて

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象(建物または家財)について、地震保険の新規契約および増額契約はお引受けできません(同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の更改契約は除きます。)のご注意ください。

地震保険のご加入にあたって

●地震保険の対象となるもの

建物	住居および住居以外(店舗・事務所等)の用途の両方に使用される建物(併用住宅)をいいます。
家財	上記建物に収容される家財をいいます。ただし、自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属類等(明記物件)は地震保険の対象になりません。

ご注意 保険の対象が専用店舗建物、設備・什器等、商品・製品等または屋外設備・装置等の場合は、地震保険にはご加入できません。

●地震保険のお申し込み

地震保険だけではご契約できません。普通火災保険にセットして地震保険をお申し込みください。
※保険期間の途中から地震保険にご加入することができます。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●地震保険の保険金額

保険金額の設定：地震保険がセットされる主契約の保険金額の30%~50%の範囲内で設定します。
保険金額の限度額：保険の対象ごとに以下のとおりです。(地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して下記限度額を適用します。)

保険の対象	限度額の適用単位	限度額
建物	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物	5,000万円*
家財	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する家財	1,000万円

*2世帯以上が居住するアパート等の場合は、世帯(戸室)数に5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。また、マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

●地震保険の割引制度

所定の確認資料のご提出により、以下の割引が適用される場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 免震建築物割引
- 耐震等級割引
- 耐震診断割引
- 建築年割引

地震保険の補償内容

地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって、保険の対象である建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

〈お支払い〉



地震による火災



地震による倒壊



地震を原因とする津波

地震保険金のお支払いについて

地震保険は、通常の火災保険とは異なり、実際の損害額を保険金としてお支払いするものではありません。損害の程度によって「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定を行い、それぞれ地震保険金額の100%・60%・30%・5%を定額でお支払いします。損害の程度が「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。なお、保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部(軸組・基礎・屋根・外壁等)の損害の程度を確認します。

	損害の状況		お支払いする保険金
	建物	家財	
全損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の 50%以上 焼失・流失した部分の床面積が	家財の損害額が 家財全体の時価額の 80%以上	地震保険金額の 100% (時価額が限度)
	建物の延床面積の 70%以上		
	大半損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の 40%以上~50%未満 焼失・流失した部分の床面積が	
建物の延床面積の 50%以上~70%未満			
小半損		軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の 20%以上~40%未満 焼失・流失した部分の床面積が	家財の損害額が 家財全体の時価額の 30%以上~60%未満
	建物の延床面積の 20%以上~50%未満		
	一部損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の 3%以上~20%未満 全損・大半損・小半損に至らない建物 または地盤面から 床上浸水 45cmを超える浸水	家財の損害額が 家財全体の時価額の 10%以上~30%未満

※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が1兆7,000億円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する1兆7,000億円の割合によって削減されることがあります。(2020年6月現在)

※72時間以内に生じた2以上の地震等はこれらを一括して1回とみなします。

⚠️ 損害認定に関する注意点

地震保険をセットする火災保険の保険の対象である建物に門、塀、垣、エレベーター、給排水設備などの付属物を含める場合、建物の保険金額にはこれらの付属物の金額も含まれていますが、損害査定の際には、大震災発生時でも保険金を迅速・的確・公平にお支払いするため、建物の主要構造部に着目して建物全体の損害を認定しています。したがって、付属物のみ損害が発生した場合などは、保険金のお支払対象となりません。なお、付属物に損害が発生した場合には、建物の主要構造部にも損害が発生している可能性が高いため、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

⚠️ 主契約火災保険に関する注意点

地震保険金が支払われる場合、主契約の火災保険では、損害保険金だけでなく、各種費用保険金(残存物取片づけ費用など)も支払われません。地震火災費用保険金は、地震等による火災にかぎり、お支払いの対象となる場合があります。

ご 注 意 点

普通火災保険（一般物件用）のあらまし

		保険金をお支払いする場合の概要	お支払いする保険金の概要														
普通火災保険（一般物件用） 保 険 金	損害保険金	<p>①火災 ②破裂・爆発 ③落雷 ④風災・雹災・雪災^(注)（損害額が20万円以上となった場合） (注)風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分が風災・雹災・雪災の事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた損害にかぎります。</p>	<p>お支払いする損害保険金＝損害額 ● 保険金額が保険価額（時価額、以下同様とします。）と同額以上の場合は、保険価額が限度 (注)損害が生じた保険の対象を修理することができる場合には、時価額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害額とします。</p> $\text{修理費} - \frac{\text{修理によって保険の対象の価額が増加した場合、その増加額}^*}{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}} = \text{損害額}$ <p>※保険の対象の種類と適切な維持・管理等がなされているかによって、再調達価額に右の割合を乗じた額を限度とします。なお、これらの限度は、その損害が生じた物ごとにそれぞれ適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保険の対象</th> <th colspan="2">適切な維持・管理等</th> </tr> <tr> <th>あり</th> <th>なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>50%</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>家財・什器等</td> <td>50%</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>設備・装置等</td> <td>70%</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>● 保険金額が保険価額より低い場合は、次の算式により算出した額 $\text{損害額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$ (注)お支払いする損害保険金は保険金額が限度</p>	保険の対象	適切な維持・管理等		あり	なし	建物	50%	90%	家財・什器等	50%	90%	設備・装置等	70%	90%
	保険の対象	適切な維持・管理等															
		あり	なし														
	建物	50%	90%														
	家財・什器等	50%	90%														
	設備・装置等	70%	90%														
費用	<p>臨時費用 ①～④の事故により損害保険金を支払うことができる場合</p> <p>残存物取片づけ費用 ①～④の事故により損害保険金が支払われる場合</p> <p>損害防止費用 ①～③の事故について損害の発生・拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したとき。</p> <p>修理付帯費用 ①～③の事故により保険の対象である建物、設備・装置などに損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり、損保ジャパンの承認を得て必要かつ有益な費用を支出したとき。</p> <p>失火見舞費用 ①、②の事故により他人の所有物に損害（煙損害・臭気付着損害を除きます。）が生じたとき。</p>	<p>損害保険金×10% (1事故1敷地内につき100万円が限度)</p> <p>残存物の取片づけをするのに実際にかかった費用 (損害保険金の10%が限度)</p> <p>損害の発生または拡大の防止のために実際にかかった費用 ただし、保険金額が保険価額より低い場合は次の算式により算出した額 $\text{損害の発生または拡大の防止のために実際にかかった費用} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$ (①～③で支払われる損害保険金と合算して、保険金額または保険価額のいずれか低い額が限度)</p> <p>損保ジャパンの承認を得て実際に支出した必要かつ有益な費用 (1事故1敷地内につき、その敷地内の保険金額の合計額の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度) ● 併用住宅の場合、住居部分の復旧にあたり生じた費用については、お支払いできません。</p> <p>被災世帯数×20万円 (1事故1敷地内につきその敷地内の保険金額の合計額の20%が限度)</p>															
保 険 金	<p>地震火災費用 地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）により次のような火災が発生したとき。 (地震等により保険の対象が滅失（建物が倒壊した場合等）した後に火災による損害が生じた場合を除きます。) (1) 保険の対象が建物である場合は、建物が半焼以上となったとき。 (2) 保険の対象が屋外設備・装置（門・塀・垣を除きます。）である場合は、火災による損害額が屋外設備・装置の保険価額（時価額）の50%以上となったとき。 (3) 保険の対象が家財である場合は、家財を収容する建物が半焼以上となったときまたは家財を収容する屋外設備・装置の火災による損害額が屋外設備・装置の保険価額の50%以上となったとき、家財一式でのご契約の場合は家財が全焼となったとき。 (4) 保険の対象が家財以外の動産である場合は、家財以外の動産を収容する建物が半焼以上となったときまたは家財以外の動産を収容する屋外設備・装置の火災による損害額が屋外設備・装置の保険価額の50%以上となったとき。 ※損害の認定の単位は建物ごと、屋外設備・装置1基ごと、動産を収容する建物または屋外設備・装置1基ごとに行います。 ※「建物が半焼」とは建物の主要構造部の火災による損害の額が保険価額の20%以上となったとき、または焼失床面積がその建物の延べ床面積に対する割合の20%以上となったときをいいます。 ※「家財が全焼」とは、家財の火災による損害額がその家財の保険価額の80%以上となったときをいいます。</p>	<p>保険金額×5% ただし、保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額×5% (1事故1敷地内につき300万円が限度)</p> <p>● 地震保険に加入している場合は、地震保険金とは別にお支払いします。 ※72時間以内に生じた2以上の地震等はこれらを一括して1回の地震等とみなします。</p>															
保 険 金			<p>● 地震保険に加入している場合は、地震保険金とは別にお支払いします。 ※72時間以内に生じた2以上の地震等はこれらを一括して1回の地震等とみなします。</p>														
保 険 金																	
保 険 金																	

ご注意 類似の他の保険契約または共済契約等がある場合は、補償される限度額が全契約通算で適用される場合がありますのでご注意ください。

● 団体扱契約・集団扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者（補償を受けられる方）がそれぞれ下記に該当する場合のみとなります。

	団体扱特約をセットできる場合	集団扱特約をセットできる場合
保険契約者	団体に勤務し毎月給与の支払を受けている方	集団およびその構成員（集団およびその構成員の役員または従業員を含みます。）
被保険者 (補償を受けられる方)	①保険契約者、②その配偶者、③これらの同居の親族、④保険契約者またはその配偶者の別居の扶養家族、⑤保険契約者またはその配偶者の別居の非扶養親族（ただし、①から④までの方が保険の対象を共有または使用している場合にかぎります。） なお、集団扱の場合は、集団およびその構成員の役員・従業員も被保険者としてすることができます。	

ご契約時にご確認いただきたいこと

① 建物の構造について、ご確認ください。

保険契約申込書に記載されている建物の構造については、特に次の点についてご注意のうえ、ご確認ください。

- ・木造建物であっても、耐火建築物、耐火構造建築物、準耐火建築物、特定避難時間倒壊等防止建築物、省令準耐火建物、主要構造部が耐火構造・準耐火構造の建物、主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物、主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物に該当する建物は、他の木造建物よりも割安な保険料となります。
- ・木造建物で外壁がコンクリート造（ALC造を含みます。）等の建物や土蔵造の建物は、継続前契約の有無等により、保険料が変わりますので、ご注意ください。

詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

② 保険金額について、ご確認ください。

万が一、事故が発生した場合にお支払いする保険金は、ご契約時に設定した保険金額が限度となります。

ご注意

保険金額は、保険の対象の価額いっばいに設定しておかないと、事故の際、損害額に対して保険金が不足する場合があります。(例1)

また、保険の対象の価額を超えてご契約されても、その超過分はむだになります。(例2)

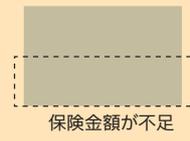
※保険金額は基本的には時価額(再調達価額から経過年数による減価や使用による消耗分を差し引いた額)での設定になります。差し引く金額の再調達価額に占める割合の上限値は次のとおりです。

保険の対象	適切な維持・管理等	
	あり	なし
建物	50%	90%
家財・什器等	50%	90%
設備・装置等	70%	90%

※保険の対象により「新価保険特約」をセットすることで、保険金額を再調達価額(同等のものを新たに建築または購入するのに必要な金額)で設定することも可能です。詳細はP5「再調達価額を基準にお支払いする特約について」をご参照ください。

(例1)

保険価額 1,000万円
保険金額 500万円



半焼になった場合

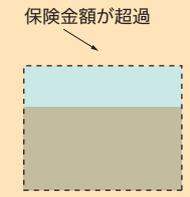
損害額 500万円
損害保険金 250万円

$$500万円 \times \frac{500万円}{1,000万円} = 250万円$$

不十分な保険金

(例2)

保険価額 1,000万円
保険金額 1,500万円



全焼になった場合

損害額 1,000万円
損害保険金 1,000万円

超過分の保険料はむだになります。

※この場合、保険金額が保険価額以上で設定されているため、お支払いする損害保険金は保険価額が限度となります。

ご契約後の契約内容の変更などのご通知

ご契約後に以下の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。特に、以下の①から⑥までの項目について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

① 建物の構造用途の変更	② 保険の対象の移転	③ 住居部分がなくなった
④ 建物の建築年月の変更 (地震保険の建築年割引を適用した場合のみ)	⑤ 建物内の職作業 作業規模の変更	⑥ 割増引の変更(地震保険の割引、公有物件等割引、 消火設備割引を適用した場合)
⑦ 保険の対象の譲渡	<p>保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、譲渡の事実が発生したときにご契約は効力を失いますので、ご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。</p>	
⑧ ご契約者の住所・通知先変更	<p>保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なくご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなりますので、ご注意ください。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、ご連絡ください。</p>	
⑨ 上記以外の変更	<p>上記以外の変更をご希望の場合は、事前にご連絡ください。</p>	

●ご通知をいただいた後のご契約の取扱い

上記のご連絡をいただく場合において、以下のア.またはイ.のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができません。ご契約を解除させていただきますので、ご注意ください。

ア. 日本国外に保険の対象が移転したとき。 イ. 住居部分がなくなったとき。(地震保険をセットしている場合のみ)

ご注意 告知等変更特約のセットされたご契約においては、上記の通知事項以外にもご通知いただく事項があるなど、一部取扱いが異なります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

特にご注意いただきたいこと

I

契約締結時における注意事項

① 告知義務と告知事項

ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)⁽¹⁾について、損保ジャパンに事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできなくなったりすることがありますのでご注意ください。

② 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申し込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約をセットした場合を除いて、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。なお、口座振替の場合は、保険料領収証が発行されませんのでご了承ください。

④ クーリングオフ

ご契約期間が1年を超えるご契約の場合は、ご契約のお申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことができます。クーリングオフは、お客さまがご契約を申し込まれた日から、その日を含めて8日以内にお申し込みいただく必要があります。

クーリングオフのお申し出をされる場合は、上記期間内(8日以内の消印有効)に、損保ジャパンの本社に必ず郵便でご通知ください。ご通知いただく事項は重要事項等説明書をご参照ください。

以下のご契約は、クーリングオフのお申し出ができませんので、ご注意ください。

- ご契約保険期間が1年以内のご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 質権が設定されたご契約
- 通販特約により申し込まれたご契約
- 法人または社団・財団等が締結したご契約
- 保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

クーリングオフのお申し出をされた場合は、既にお支払いになった保険料は、すみやかにお客さまにお返しします。また、損保ジャパンおよび取扱代理店・仲立人は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。

ただし、ご契約期間の初日以降にクーリングオフのお申し出をされる場合は、ご契約期間の初日(初日以降に保険料をお支払いいただいたときは、損保ジャパンが保険料を受領した日)からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を日割でお支払いいただくことがあります。

⑤ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

ご契約者と被保険者が異なる保険契約を締結される場合は、ご契約者とその旨を必ず保険契約申込書に明記してください。

⑥ 特約等の補償の重複について

次表の特約のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や損保ジャパン以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。^(注)

(注) 1 契約のみに特約をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
借家人賠償責任特約	個人用火災総合保険(家財のご契約)の借家人賠償責任条項 など
修理費用特約	個人用火災総合保険(家財のご契約)の修理費用条項 など

II

契約締結後における注意事項

① 通知義務等

(1) P⑧「ご契約後の契約内容の変更などのご通知」をご確認ください。

(2) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。

ただし、変更後の保険料が変更前の保険料を上回らなかったときを除きます。

② ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 重大事由による解除等

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

(1) 保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた、または生じさせようとした場合

(2) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行った、または行おうとした場合

(3) 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、(1)から(3)までの事由がある場合と同程度に損保ジャパンのこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

① 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

ただちにご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【インターネットでの事故のご連絡】

<https://www.sompo-japan.co.jp/covenanter/acontact/>

損保ジャパン 火災事故

検索



【窓口：事故サポートセンター】

【受付時間】24時間 365日

0120-727-110

●おかけ間違いにご注意ください。

② 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款および特約」をご確認のうえ、損保ジャパンが求める書類をご提出ください。

(注)事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

③ 保険金のお支払いについて

上記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 示談交渉について

この保険では、損保ジャパンが被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身でおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

② 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

損害保険会社等の間では、保険金支払が迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

商品に関するお問い合わせ

【パソコン・スマートフォンから】

<https://www.sompo-japan.co.jp/>



【カスタマーセンター】

【受付時間】平日：午前9時～午後8時

土・日・祝日：午前9時～午後5時(12月31日～1月3日は休業)

0120-888-089

●おかけ間違いにご注意ください。

(注1) お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

(注2) パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】



0570-022808

通話料
有料

●おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

★普通火災保険(一般物件用)は、火災保険普通保険約款(一般物件用)でお引き受けする火災保険の商品名です。

★このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」、「重要事項等説明書」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

有限会社木下保険事務所

〒279-0013 千葉県浦安市日の出6-2-B-302

TEL 047-380-8742 FAX 047-380-8795

<http://www.kinoshita-hoken.co.jp>